

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

災害危険区域の指定(建築課)

## 告 示

鳥取県告示第三百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 1 名称

中大路地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和五十二年三月鳥取県告示第二百十四号で指定した区域及び昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十六号で指定した区域を除く。)

土 地 標 柱

鳥取市西大路字土居一四〇

一号

” 字大谷南ヒラ一四九一

二号

” 一四七

三号

” 中大路字柿ヶ谷二三四

四号

” 字西前西ヒラ二二七一

五号及び六号

” 字西前一二四一三

七号

” 一二八

八号

### 二 1 名称

内海中地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱	鳥取市内海中字矢熊四六四一一 一号	" 八八〇 二号及び三号	" 八七九一一 四号	" 白兔字三反田三五三一 五号	" 内海中字矢熊四六〇一九 六号	" 四六〇一三 七号	" 四六〇一二 八号	三 1 名称 別府地区急傾斜地崩壊危険区域	2 区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	土 地 標 柱	八頭郡家町大字別府字村内一六 一号	" 字コムソフ谷五〇一一 二号及び三号	" 字村内四九 四号	" 四七 五号	" 三六一二 六号	" 二二三 七号	" 二〇 八号	四 1 名称 古用瀬地区急傾斜地崩壊危険区域
---------	-------------------	--------------	------------	-----------------	------------------	------------	------------	--------------------------	------	---	---------	-------------------	---------------------	------------	---------	-----------	----------	---------	---------------------------

2 区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号まで、標柱三号と標柱十号、標柱十号と標柱九号を順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱八号と標柱十二号、標柱十二号と標柱十一号、標柱十一号と標柱七号を順次に直線で結んだ線及び標柱八号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域	土 地 標 柱	八頭郡家町大字古用瀬字川崎四〇五 一号	" 字川崎平六四三―四 二号及び三号	" 六四三一 七号	" 字川崎四二七 八号	" 四〇五 九号	" 字川崎平六四三―四 十号	" 字築ゲ谷七八三 十一号	" 字川崎四三五―一 地先道路敷 十二号	五 1 名称 加瀬木地区急傾斜地崩壊危険区域	2 区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（八頭郡佐治村大字加瀬木字家ノ上一三九六及び字秋長一三八九の区域を除く。）	土 地 標 柱
------	--	---------	---------------------	--------------------	-----------	-------------	----------	----------------	---------------	----------------------	---------------------------	------	--	---------

八頭郡佐治村大字加瀬木字中土居二四一―一地先道路敷 一号

字家ノ上一四一三 二号

字リウゴ一七六五 三号

一七七五―一 四号

字秋長一三七三―一 五号及び

六号

字中河原一三四九―一地先道路敷 七号

一三一五―一地先道路敷 八号

字上土居一三〇〇―八 九号

一二八九―一地先道路敷 十号

一二五四―一地先道路敷 十一号

六1 名称

郷原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字郷原字中河原二三八一―二〇 一号

字西山口四〇四 二号

字徳ナル四二三 三号

字下々西山四二五 四号

字上ミ河原二六二―二 五号

二五四―二七 六号

七1 名称 二五二―九 七号

郷原第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字郷原字小火打谷口一五―八地先河川敷 一号

字小火打山三四六 二号

字垣内山三五三 三号

字下垣内四七 四号

字小火打谷口二―二地先道路敷 五号

八1 名称

福原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字福原字下モ田三二―二 一号

字下田上三九八 二号

四〇二 三号

四〇五―一 四号

九1	名称	大内地区急傾斜地崩壊危険区域			
"	"	"	四〇五―六	五号	
"	"	"	字中河原七六―二	六号	
"	"	"	八九	七号	
"	"	"	字家ノ廻り五一―五	八号	
"	"	"	四九―五	九号	
2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域			
	土地	八頭郡智頭町大字大内字四歩一	二七三	地先道路敷	一号
	"	"	二六八―二		二号
	"	"	字金光寺二八五―三		三号
	"	"	二八二―一三		四号
	"	"	字酒屋土居二二〇―一		五号
	"	"	二二八		六号
	"	"	二二三		七号
	"	"	字四歩一	二七七	八号
11	名称	みどり町地区急傾斜地崩壊危険区域			
2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に			

11-1	名称	東町地区急傾斜地崩壊危険区域			
2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域			
	土地	倉吉市湊町五六八―一			一号
	"	"	葵町六一〇		二号
	"	"	五八四		三号から五号まで
	"	"	東町四四九―二		六号
	"	"	湊町四五四―一三		七号
12-1	名称				
	土地	倉吉市みどり町三一九―一八			一号
	"	"	三五五七		二号
	"	"	三五六五―二		三号及び四号
	"	"	三五七〇		五号
	"	"	三五六八		六号
	"	"	三五五六―二		七号
	"	"	三一八八―一二		八号
	"	"	三一九一―四		九号

清谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市清谷字妙見谷四四八 一号

字小路谷四六九一五 二号

一二四三 三号及び四号

四七二 五号

四八五 六号

四九〇 七号

一二四二 八号

四九一 九号

一二四一 十号

字神田四二〇 十一号

十三 1 名称

三本杉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東伯町大字三本杉字貝見ケ市一〇三九一二 一号

字ソフミ坂九五一一 二号

九五五一二 三号

九六九十一 四号

九七〇一二 五号及び六号

字東田一〇八六地先道路敷 七号

字東屋敷九八七地先河川敷 八号

九九三 九号

字貝見ケ市一〇〇一一 十号

十四 1 名称

福市一区第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市福市一八二八 一号

字吉塚谷二二五一 二号

二二八 三号

二二三 四号及び五号

一八二八 六号及び七号

字吉塚谷二二〇一一 八号

一八二八 九号

十五 1 名称

上安曇地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市上安曇字荒神坂四四三一二 一号

” ” 四四二 二号

” ” 字荒神ノ峯四六六一三地先道路敷 三号

” ” 四六五一一 四号

” ” 一〇二三一一 五号から七号まで

” ” 四七二一一 八号

” ” 四七〇地先道路敷 九号

” ” 字下仲ノ谷五三四 十号

” ” 五三六一一 十一号

十六 名称

福島地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡溝口町福島字堂ノ前一二一一 一号

” ” 字入道谷ノ一 三二八 二号及び三号

” ” 字武野王谷三三五一一 四号

” ” 三四〇一一 五号

” ” 字宮ノ上エ平三四二一一 六号

” ” 字船田四五六 七号

” ” 四九 八号

” ” 字屋敷六七 九号

” ” 七一 十号

” ” 字堂ノ前一三 十一号

鳥取県告示第三百九十五号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二條第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 名称

中大路地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和五十二年三月鳥取県告示第二百十七号で指定した区域

及び昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十七号で指定した区域を除く。

土 地 標 柱

鳥取市西大路字土居一四〇 一号

” 字大谷南ヒラ一四九一 二号

” 一四七 三号

” 中大路字柿ヶ谷二三四 四号

” 字西前西ヒラ二二七一 五号及び六号

” 字西前一二四一三 七号

” 一二八 八号

二 1 名称

内海中地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市内海中字矢熊四六四一 一号

” 八八〇 二号及び三号

” 八七九一 四号

” 白兎字三反田三五三一 五号

” 内海中字矢熊四六〇一九 六号

” 四六〇一三 七号

” 四六〇一二 八号

三 1 名称

別府地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡郡家町大字別府字村内一六 一号

” 字コムソフ谷五〇一一 二号及び三号

” 字村内四九 四号

” 四七 五号

” 三六一二 六号

” 二三 七号

” 二〇 八号

四 1 名称

古用瀬地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号まで、標柱三号と標柱十号、標柱十号と標柱九号を順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱八号と標柱十二号、標柱十二号と標柱十一号、標柱十一号と標柱七号を順次に直線で結んだ線及び標柱八号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡家町大字古用瀬字川崎四〇五 一号

字川崎平六四三―四 二号及び三号

六四三―一 七号

字川崎四二七 八号

四〇五 九号

字川崎平六四三―四 十号

字築ヶ谷七八三 十一号

字川崎四三五―一 地先道路敷 十二号

五1 名称

加瀬木地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域（八頭郡佐治村大字加瀬木字家ノ上一三九六及び字秋長一三八九の区域を除く。）

土地 標柱

八頭郡佐治村大字加瀬木字中土居一二四一―一 地先道路敷 一号

字家ノ上一四一三 二号

字リウゴ一七六五 三号

一七七五―一 四号

字秋長一三七三―一 五号及び

六号

字中河原一三四九―一 地先道路敷 七号

一三一五―一 地先道路敷 八号

字上土居一三〇〇―八 九号

一二八九―一 地先道路敷 十号

一二五四―一 地先道路敷 十一号

六1 名称

郷原地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡智頭町大字郷原字中河原二三八―二〇 一号

字西山口四〇四 二号

字徳ナル四二三 三号

字下タ西山四二五 四号

字上ミ河原二六二―二 五号

二五四―二七 六号

二五二―九 七号

七1 名称

郷原第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱



八頭郡智頭町大字郷原字小火打谷口一五―八地先河川敷 一号

字小火打山三四六 二号

字垣内山三五三 三号

字下垣内四七 四号

字小火打谷口二―二地先道路敷 五号

八1 名称

福原地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字福原字下モ田三二―二 一号

字下田上三九八 二号

四〇二 三号

四〇五―一 四号

四〇五―六 五号

字中河原七六一―二 六号

八九 七号

字家ノ廻り五一―五 八号

四九―五 九号

九1 名称

大内地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字大内字四歩一 二七三地先道路敷 一号

字金光寺二八五―三 二号

字酒屋土居二二〇―一 三号

二八二―一三 四号

二一八 五号

二二三 六号

字四歩一 二七七 七号

八号

十一 名称

みどり町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市みどり町三一九―一八 一号

三五五七 二号

三五六五―二 三号及び四号

三五七〇 五号

三五六八 六号

三五六―二 七号  
 三一八八―一二 八号  
 三一九一―四 九号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市湊町五六八―一 一号

〃 葵町六一〇 二号

〃 五八四 三号から五号まで

〃 東町四四九―二 六号

〃 湊町四五四―一三 七号

十二 1 名称

清谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市清谷字妙見谷四四八 一号

〃 字小路谷四六九―五 二号

十三 1 名称

三本杉地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東伯町大字三本杉字貝見ケ市一〇三九―二 一号

〃 字ソフミ坂九五―一 二号

〃 九五五―二 三号

〃 九六九―一 四号

〃 九七〇―二 五号及び六号

〃 字東田一〇八六地先道路敷 七号

〃 字東屋敷九八七地先河川敷 八号

〃 九九三 九号

〃 字貝見ケ市一〇〇―一 十号

一二四三 三号及び四号

四七二 五号

四八五 六号

四九〇 七号

一二四二 八号

四九一 九号

一二四一 十号

〃 字神田四二〇 十一号

十四 1 名称

福市一区第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市福市一八二八 一号

字吉塚谷二一五一 二号

二一八 三号

二二三 四号及び五号

一八二八 六号及び七号

字吉塚谷二二〇一 八号

一八二八 九号

十五 1 名称

上安曇地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市上安曇字荒神坂四四三一二 一号

四四二 二号

字荒神ノ峯四六六一三地先道路敷 三号

四六五一二 四号

一〇二三一一 五号から七号まで

四七二一一 八号

四七〇地先道路敷 九号

字下仲ノ谷五三四 十号

五三六一一 十一号

十六 1 名称

福島地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡溝口町福島字堂ノ前一二二一一 一号

字入道谷ノ一 三二八 二号及び三号

字武野王谷三三五一一 四号

三四〇一一 五号

字宮ノ上エ平三四二一一 六号

字船田四五六 七号

四九 八号

字屋敷六七 九号

七一 十号

字堂ノ前一三三 十一号